

総合計画の概要

日吉津村地域振興課

総合計画の性格

性格

長期展望に立って、日吉津村における村勢振興の方向を明らかにするとともに、計画の実現を目指して、村民の生活や福祉、教育、産業等の現状と課題を明確にするもの 総合計画参照 (P11)

地方自治法第2条第4項に規定

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

第5次総合計画 (H13年～H22年)・・・来年度完了

日吉津村自治基本条例第18条の規定に基づき、第6次総合計画 (H23年～H32年) を策定する予定。

総合計画の役割

役割1

村の将来の振興発展を展望し、長期にわたる村づくり全般の根幹となるもの

役割2

村行政の総合的かつ基本的な指針であり、各分野の計画や施策の基本となるもの

役割3

村民の村づくりに対する理解と参画を促し、自主的かつ積極的な活動の手がかりとなる

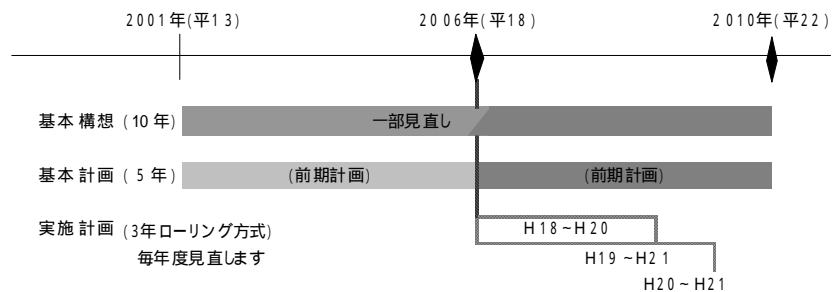
2009/1/1/18

3

総合計画の構成

構成1

計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成



2009/1/1/18

4

総合計画の構成

構成 2

「基本構想」 総合計画参照（P16～）

村勢振興の基本目標と目的達成のための主要課題（村民憲章/5項目）・基本的な方針を明らかにするとともに、人口等、基本指標を示します

- 基本目標 「一人ひとりが輝き 夢はぐくむ村づくり」
- 村民憲章
- 人を愛する豊かな心を育てよう
 - 健康で笑顔のある明るい家庭をつくろう
 - 仕事を愛し情熱とほこりをもって働こう
 - 自然を守り住みよい郷土をつくろう
 - 進んで学び、明日の文化を築こう

「基本計画」 総合計画参照（P28～）

基本構想を実現するために、各行政分野における現況と課題を踏まえ、5年間ごと（前期・後期）の施策の方針と概要を明らかにします

「実施計画」

基本計画で明かにされた施策を行財政の中において実施するための年次計画であり、3カ年のローリング方式により毎年度改定します

2009/1/1/18

5

総合計画の構成

実施計画（H21～H22年度）

H21年度実施計画について 実施計画参照（ -1 ）

目的

施策の目的

到達目標

H21年度の到達目標を設定

事業内容（具体的な施策）

目標達成のための具体的な事業決定

実績額と予算額等

前年度実績額との比較

事業実施に必要な予算額決定

2009/1/1/18

6

総合計画の構成

実施計画（H21～H22年度）

H20年度実施状況について

実施計画参照（ - 1 ）

実施状況

実施した具体的な施策の状況

成果等

実施状況による成果

課題

成果を踏まえた上での課題

2009/1/1/18

7

総合計画の構成

H20年度施策評価

H20年度の施策評価について

自治基本条例第20条（行政評価）

庁内評価

各担当が、評価基準をもとに自分の施策を5段階評価する

施策評価基準（A～Eの5段階評価） 参考資料1 参照

- ・目的等の重要度
- ・コストパフォーマンス
- ・目標等の達成度
- ・関連波及効果

課長会で、検討し評価を決定する

外部評価

審議会委員から評価並びに意見をいただく

結果を施策評価欄に掲載し、村民へ公表

自治基本条例第24条（情報の共有）、第25条（情報の公開）、
第27条（説明責任）参照

2009/1/1/18

8

総合計画審議会

総合振興計画審議会

日吉津村総合振興計画審議会条例

参考資料2 参照

(昭和47年日吉津村条例第54号)

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置

普通地方公共団体は条例の定めにより審議会等を置くことができる

所掌事務

村長の諮問に応じ、総合計画の策定、その他必要な調査・研究・審議を行う

組織等

委員12人以内（村議会議員3人、学識経験者9人）で村長が任命
任期2年